

道の駅ならは

管理運営業務一覧・実施基準

1 目的及び適用

本書は、指定管理者が実施する施設維持管理及び運営業務について、項目と基本的な実施頻度を示すものです。募集要項及び管理運営業務仕様書と併せて適用します。

2 管理運営業務一覧

No.	区分	業務内容・対象	実施頻度
1	施設設備の保守管理及び修繕	巡回点検、監視及び緊急対応：24 時間体制による各設備機器の点検調整、運転操作、測定記録、監視 等	毎日
2	施設設備の保守管理及び修繕	浴場設備保守点検：ア ろ過装置点検・調整	年 1 回
3	施設設備の保守管理及び修繕	浴場設備保守点検：イ ろ材点検	年 1 回
4	施設設備の保守管理及び修繕	浴場設備保守点検：ウ 集毛器点検・清掃	毎日
5	施設設備の保守管理及び修繕	館内送湯設備保守：ア 温水器・循環ポンプ・モーター・配管等の点検・調整	年 1 回
6	施設設備の保守管理及び修繕	館内送湯設備保守：イ 循環ポンプの分解点検	随時
7	施設設備の保守管理及び修繕	専用水道設備保守：ア 受水槽の点検調整・洗浄	年 1 回
8	施設設備の保守管理及び修繕	専用水道設備保守：イ 送水ポンプ・モーター・配管等の点検・調整	年 1 回
9	施設設備の保守管理及び修繕	電気設備点検：ア 受変電設備、電灯設備、動力設備、拡声設備、電話設備、インターホン設備、火災報知設備の保守点検	月 1 回
10	施設設備の保守管理及び修繕	電気設備点検：イ 上記設備の法定点検	年 1 回
11	施設設備の保守管理及び修繕	空気調和・換気設備保守：ア 冷暖房設備の点検・調整	年 1 回
12	施設設備の保守管理及び修繕	空気調和・換気設備保守：イ 換気口の点検・調整	年 1 回
13	施設設備の保守管理及び修繕	給排水・衛生設備保守：ア 給湯ボイラー点検・調整	年 2 回
14	施設設備の保守管理及び修繕	給排水・衛生設備保守：イ グリストラップ点検・清掃	月 1 回
15	施設設備の保守管理及び修繕	給排水・衛生設備保守：ウ 浄化槽設備の点検	月 1 回
16	施設設備の保守管理及び修繕	給排水・衛生設備保守：エ 厨房機器点検・調整	年 4 回

17	施設設備の保守管理及び修繕	消防設備保守：ア 消防法に基づく自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、防火扉、非常用放送設備、誘導灯、消火器、煙感知器の点検	年2回
18	施設設備の保守管理及び修繕	消防設備保守：イ 地下オイルタンク点検	年1回
19	施設設備の保守管理及び修繕	消防設備保守：昇降機設備点検・調整	年1回
20	施設設備の保守管理及び修繕	自動扉保守：自動扉の点検・調整	年4回
21	施設設備の保守管理及び修繕	その他修繕：施設・設備・備品の破損等箇所の修理等	随時
22	施設の環境管理	水質管理：ア 公衆浴場法に基づく水質基準の管理	毎日
23	施設の環境管理	水質管理：イ レジオネラ菌等の水質検査	年2回
24	施設の環境管理	食品衛生管理：ア 食品衛生法に基づく安全性の確保	毎日
25	施設の環境管理	食品衛生管理：イ 腸管系伝染病原菌検査	月1回
26	施設の環境管理	食品衛生管理：ウ 食品一般細菌等検査	月1回
27	施設の環境管理	清掃業務：ア 浴室・床・内壁・内壁ガラス面・客室の清掃、消耗品点検	毎日
28	施設の環境管理	清掃業務：イ 外壁・外壁ガラス面、網戸清掃	年1回
29	施設の環境管理	清掃業務：ウ 床ワックスがけ	年2回
30	施設の環境管理	清掃業務：エ 屋外清掃、除草・芝刈・植栽管理	毎日
31	施設の環境管理	清掃業務：廃油処理	月1回
32	施設の環境管理	清掃業務：防鼠防虫	年2回
33	施設の環境管理	水質検査・大気測定：ア 水道法に基づく水道水質検査	年1回
34	施設の環境管理	水質検査・大気測定：イ ばい煙測定	年2回
35	施設の運営	ア フロントでの案内・受付	毎日
36	施設の運営	案内・受付：イ 料金の収受・減免等	随時
37	施設の運営	案内・受付：ウ 備品等の貸し出し	随時
38	施設の運営	案内・受付：フードコート	営業日
39	施設の運営	車両管理：ア 自動車点検	車検毎
40	施設の運営	警備・防災：ア 敷地内の準備	毎日
41	施設の運営	警備・防災：イ 消防計画作成・消防訓練	年1回
42	施設の運営	広報：ア ホームページ	随時
43	施設の運営	広報：イ SNS	毎日
44	施設の運営	広報：ウ Google	適宜
45	施設の運営	広報：エ テレビ、ラジオ等	適宜
46	施設の運営	ア 月次報告	月1回
47	施設の運営	報告：イ 事業計画	事業年度開始時
48	施設の運営	ウ 事業報告	事業年度終了後
49	施設の運営	エ 建物、機械設備の修繕及、備品の破損及び廃棄等に関する報告	発生時
50	施設の運営	報告：オ その他町が指示するもの	適宜